

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1243

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1 知事部局			1 知事部局		
組織	職	区分	組織	職	区分
本庁	知事戦略監 危機管理監 部長 静岡県理事 政策推進担当部長 地域外交担当部長 農林水産担当部長 出納局長 部長代理 部の理事 危機管理監代理 スポーツ担当部長	1種	本庁	危機管理監 部長 静岡県理事 政策推進担当部長 <u>デジタル戦略担当部長</u> 地域外交担当部長 農林水産担当部長 出納局長 部長代理 部の理事 危機管理監代理 スポーツ担当部長 <u>感染症対策担当部長</u>	1種
	(略)			(略)	
	課長 局の参事 (職員の給与に関する規則 (静岡県人事委員会規則7-25) 別表第2ア行政職給料表級別職務区分表第7項第1号に定める本庁の局の参事に限る。) 局の技監 (政策管理局の技監に限る。)	3種		課長 局の参事 (職員の給与に関する規則 (静岡県人事委員会規則7-25) 別表第2ア行政職給料表級別職務区分表第7項第1号に定める本庁の局の参事に限る。) 局の技監 (政策管理局の技監に限る。)	3種

<p>通商推進室長 <u>水産・海洋統括官</u> 地震防災センター所長 <u>会計指導官</u></p>		<p>通商推進室長 地震防災センター所長</p>	
<p>局の参事 （3種に掲げる局の参事を除く。） 局の技監 （政策管理局の技監を除く。） 課の参事 課の技監 統括秘書主幹 検査技監 フロンティア推進室長 人材育成室長 <u>個人住民税対策室長</u> 旅券室長 建築確認検査室長 鳥獣捕獲管理室長 オリンピック・パラリンピック調整室長 空港調整室長 <u>大学院大学開学準備室長</u> 人権同和対策室長 精神保健福祉室長 医療人材室長 地域包括ケア推進室長 商業まちづくり室長 <u>C S F 対策室長</u> 先端農業推進室長 <u>港湾経営推進室長</u></p>	<p>4種</p>	<p>局の参事 （3種に掲げる局の参事を除く。） 局の技監 （政策管理局の技監を除く。） 課の参事 課の技監 統括秘書主幹 検査技監 フロンティア推進室長 人材育成室長 旅券室長 建築確認検査室長 鳥獣捕獲管理室長 <u>富士山・南アルプス保全室長</u> オリンピック・パラリンピック調整室長 空港調整室長 人権同和対策室長 精神保健福祉室長 医療人材室長 地域包括ケア推進室長 商業まちづくり室長 先端農業推進室長 <u>家畜防疫対策室長</u> <u>未来まちづくり室長</u> <u>土木設備支援室長</u></p>	<p>4種</p>

	地域外交参事官 危機調整官 組合検査官 出納室長	
(略)		
ふじのくに地球環境史ミュージアム	副館長	(略)
(略)		
埋蔵文化財センター	(略) 次長	4種
(略)		
浜松技術専門学校	(略)	
あしたか職業訓練校	(略)	
(略)		
農林環境専門職大学	(略)	

	地域外交参事官 <u>広域防災統括官</u> 危機調整官 組合検査官 出納室長	
(略)		
ふじのくに地球環境史ミュージアム	副館長 <u>学芸部長</u>	(略) 4種
(略)		
埋蔵文化財センター	(略) 次長 <u>技監</u>	4種
(略)		
浜松技術専門学校	(略)	
工科短期大学校	副校長（ <u>工科短期大学校の事務局長を兼ねる者に限る。</u> ）	2種
	事務局長	
	副校長（ <u>工科短期大学校の事務局長を兼ねる者を除く。</u> ）	3種
	沼津キャンパス長	
	<u>技監</u>	4種
あしたか職業訓練校	(略)	
(略)		
農林環境専門職大学	(略)	

ふじの くに茶 の都ミ ュージ アム	副館長	3種
家畜保 健衛生 所	(略)	
(略)		
2～6 (略)		
7 教育委員会		
組織	職	区分
本庁	(略)	
	室長	4種
	課の参事 課の指導監(高校教育課の 指導監を除く。)	
	課の人事監(義務教育課の 人事監を除く。)	
	学校事務参事	
(略)		
8 (略)		

ふじの くに茶 の都ミ ュージ アム	副館長(ふじのくに茶の都 ミュージアムの企画総務課 長を兼ねる者に限る。)	2種
	副館長(ふじのくに茶の都 ミュージアムの企画総務課 長を兼ねる者を除く。)	3種
家畜保 健衛生 所	(略)	
(略)		
2～6 (略)		
7 教育委員会		
組織	職	区分
本庁	(略)	
	室長 <u>技監</u> 課の参事 課の指導監(高校教育課の 指導監を除く。)	4種
	課の人事監(義務教育課の 人事監を除く。)	
	学校事務参事	
	(略)	
(略)		
8 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。